

第13号議案

中間市手数料条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年3月6日提出

中間市長 松下 俊男

中間市手数料条例の一部を改正する条例

中間市手数料条例(平成 12 年中間市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

別表 2 中

「

<p>2 消防法第 11 条 第 1 項前段の規定 に基づく貯蔵所の 設置の許可の申請 に対する審査</p>	<p>ア 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 指定数量の倍数が 10 以下の屋内貯蔵所 2 万円</p> <p>(2) 指定数量の倍数が 10 を超え 50 以下の屋内貯蔵所 2 万 6 千円</p> <p>(3) 指定数量の倍数が 50 を超え 100 以下の屋内貯蔵所 3 万 9 千円</p> <p>(4) 指定数量の倍数が 100 を超え 200 以下の屋内貯蔵所 5 万 2 千円</p> <p>(5) 指定数量の倍数が 200 を超える屋内貯蔵所 6 万 6 千円</p> <p>イ 屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 指定数量の倍数が 100 以下の屋外タンク貯蔵所 2 万円</p> <p>(2) 指定数量の倍数が 100 を超え 1 万以下の屋外タンク貯蔵所 2 万 6 千円</p> <p>(3) 指定数量の倍数が 1 万を超える屋外タンク貯蔵所 3 万 9 千円</p> <p>ウ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 53 万円</p> <p>エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上 5 千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 82 万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が 5 千キロリットル以上 1 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 99 万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 110 万円</p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 140 万円</p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 170 万円</p>
--	--

ル未満の特定屋外タンク貯蔵所 164 万円

(6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 385 万円

(7) 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 509 万円

(8) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 629 万円

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上 5 千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 112 万円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が 5 千キロリットル以上 1 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 133 万円

(3) 危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 148 万円

(4) 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 183 万円

(5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 212 万円

(6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 433 万円

(7) 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 557 万円

(8) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 677 万円

カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 575 万円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 725 万円

(3) 危険物の貯蔵最大数量が 50 万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 1070 万円

キ 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 2 万 6 千円

ク 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる地

	<p>下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 指定数量の倍数が 100 以下の地下タンク貯蔵所 2 万 6 千円</p> <p>(2) 指定数量の倍数が 100 を超える地下タンク貯蔵所 3 万 9 千円</p> <p>ケ 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 1 万 3 千円</p> <p>コ 移動タンク貯蔵所(サに規定する移動タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 2 万 6 千円</p> <p>サ 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 3 万 9 千円</p> <p>シ 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 1 万 3 千円</p>
--	--

「

<p>2 消防法第 11 条 第 1 項前段の規定 に基づく貯蔵所の 設置の許可の申請 に対する審査</p>	<p>ア 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 指定数量の倍数が 10 以下の屋内貯蔵所 2 万円</p> <p>(2) 指定数量の倍数が 10 を超え 50 以下の屋内貯蔵所 2 万 6 千円</p> <p>(3) 指定数量の倍数が 50 を超え 100 以下の屋内貯蔵所 3 万 9 千円</p> <p>(4) 指定数量の倍数が 100 を超え 200 以下の屋内貯蔵所 5 万 2 千円</p> <p>(5) 指定数量の倍数が 200 を超える屋内貯蔵所 6 万 6 千円</p> <p>イ 屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 指定数量の倍数が 100 以下の屋外タンク貯蔵所 2 万円</p> <p>(2) 指定数量の倍数が 100 を超え 1 万以下の屋外タンク貯蔵所 2 万 6 千円</p> <p>(3) 指定数量の倍数が 1 万を超える屋外タンク貯蔵所 3 万 9 千円</p> <p>ウ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 53 万円</p> <p>エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>
--	--

」

- (1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上 5 千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 82 万円
- (2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 99 万円
- (3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 110 万円
- (4) 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 140 万円
- (5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 164 万円
- (6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 385 万円
- (7) 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 509 万円
- (8) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 629 万円

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上 5 千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 112 万円
- (2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 133 万円
- (3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 148 万円
- (4) 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 183 万円
- (5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 212 万円
- (6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タン

	ク貯蔵所 433 万円
(7)	危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 557 万円
(8)	危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 677 万円
カ	岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(1)	危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 575 万円
(2)	危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 725 万円
(3)	危険物の貯蔵最大数量が 50 万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 1070 万円
キ	屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 2 万 6 千円
ク	地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(1)	指定数量の倍数が 100 以下の地下タンク貯蔵所 2 万 6 千円
(2)	指定数量の倍数が 100 を超える地下タンク貯蔵所 3 万 9 千円
ケ	簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 1 万 3 千円
コ	移動タンク貯蔵所(サに規定する移動タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 2 万 6 千円
サ	積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 3 万 9 千円
シ	屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 1 万 3 千円

改める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

中間市手数料条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表 2(第 2 条関係)			別表 2(第 2 条関係)		
標準事務	手数料を徴収する事務	金額	標準事務	手数料を徴収する事務	金額
1、2 及び 3 (略)			1、2 及び 3 (略)		
4 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 (略)		4 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 (略)	
	2 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア、イ及びウ (略) エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、そ		ア、イ及びウ (略) エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、そ	

	<p>れぞれ次に定める金額</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 112万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 133万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 148万円</p>		<p>(1)～(8) 略</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 112万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 133万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 148万円</p>
--	--	--	--

	<p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 183 万円</p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 212 万円</p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 433 万円</p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 557 万円</p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 677 万円</p>		<p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 183 万円</p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 212 万円</p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 433 万円</p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 557 万円</p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 677 万円</p> <p>カ～シ (略)</p>
--	---	--	--

		カ～シ (略)		3 (略)	
	3 (略)			5～9 (略)	
5～9 (略)					